特定個人情報保護評価書（基礎項目評価書）

評価書番号	評価書名
6	介護保険関係事務

個人のプライバシー等の権利利益の保護の宣言

磐田市は、介護保険関係事務における特定個人情報ファイルの取扱いにあたり、特定個人情報ファイルの取扱いが個人のプライバシー等の権利利益に影響を及ぼしかねないことを認識し、特定個人情報の漏えいその他の事態を発生させるリスクを軽減させるために適切な措置を講じ、もって個人のプライバシー等の権利利益の保護に取り組んでいることを宣言する。

特記事項	―

評価実施機関名

静岡県磐田市長

公表日

令和8年6月19日

［令和6年10月　様式2］

Ⅰ　関連情報

1. 特定個人情報ファイルを取り扱う事務	
①事務の名称	介護保険関係事務
②事務の概要	介護保険法（平成9年法律第123号）及び磐田市介護保険条例（平成17年磐田市条例第134号）による被保険者の資格管理、保険料の賦課徴収、要介護及び要支援の認定及び保険給付等に関する事務を行う。 特定個人情報ファイルは、行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（平成25年法律第27号。以下「番号法」という。）及び介護保険法に基づき、以下の事務において使用している。 ①被保険者に係る届出の受理、その届出に係る事実についての審査又はその届出に対する応答に関する事務（介護保険法） ②被保険者証又は認定証に関する事務（1及び3に掲げるものを除く。）（介護保険法） ③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務（介護保険法第18条第1号、第2号、第3号） ④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（介護保険法第27条第1項、第28条第2項、第29条第1項、第32条第1項、第33条第2項、第33条の2第1項） ⑤介護給付等対象サービスの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（介護保険法第37条第2項）（介護保険法第50条又は同法第60条） ⑥保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務（介護保険法第129条第1項又は同条第2項） ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更、保険給付の支払の一時差止め、医療保険各法の規程による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止及び保険料徴収権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務（介護保険法第66条、第67条、第68条、第69条） ⑧地域支援事業の利用料、交付金の算定に係る事務（介護保険法第115条の45第5項、同条47第8項、
③システムの名称	介護保険システム 団体内統合宛名システム 収納管理システム 滞納管理システム 中間サーバー

2. 特定個人情報ファイル名
(1)介護保険関連ファイル、(2)収納情報ファイル、(3)滞納情報ファイル

3. 個人番号の利用	
法令上の根拠	●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律（番号法） ・第9条第1項（利用範囲）、別表 100項、135項 ●行政手続における特定の個人を識別するための番号の利用等に関する法律別表の主務省令で定める事務を定める命令 ・第50条、第74条 ●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律 ・第1条 ●公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律施行規則 ・第2条第31号

4. 情報提供ネットワークシステムによる情報連携		
①実施の有無	[　　実施する　　]	＜選択肢＞ 1) 実施する 2) 実施しない 3) 未定
②法令上の根拠	（情報提供の根拠） 1.番号利用法第19条第8号 2.番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表2、3、7、11、15、42、56、65、69、80、83、86、87、108、115、125、128、131、132、144、161の項 （情報照会の根拠） 3.番号利用法第19条第8号 4.番号利用法第19条第8号に基づく利用特定個人情報の提供に関する命令第2条の表の131、132 5.公的給付の支給等の迅速かつ確実な実施のための預貯金口座の登録等に関する法律第9条	

5. 評価実施機関における担当部署	
①部署	高齢者支援課
②所属長の役職名	高齢者支援課長
6. 他の評価実施機関	
—	
7. 特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	
請求先	〒438－8650 静岡県磐田市国府台3番地1　磐田市役所　広報広聴・シティプロモーション課　市民相談センター
8. 特定個人情報ファイルの取扱いに関する問合せ	
連絡先	〒438－0077 静岡県磐田市国府台57番地7　磐田市役所　高齢者支援課
9. 規則第9条第2項の適用	[　]適用した
適用した理由	

Ⅱ　しきい値判断項目

1. 対象人数		
評価対象の事務の対象人数は何人か	[　1万人以上10万人未満　]	＜選択肢＞ 1) 1,000人未満（任意実施） 2) 1,000人以上1万人未満 3) 1万人以上10万人未満 4) 10万人以上30万人未満 5) 30万人以上
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
2. 取扱者数		
特定個人情報ファイル取扱者数は500人以上か	[　500人未満　]	＜選択肢＞ 1) 500人以上　2) 500人未満
いつ時点の計数か	令和8年6月1日 時点	
3. 重大事故		
過去1年以内に、評価実施機関において特定個人情報に関する重大事故が発生したか	[　発生なし　]	＜選択肢＞ 1) 発生あり　2) 発生なし

Ⅲ　しきい値判断結果

しきい値判断結果
基礎項目評価の実施が義務付けられる

Ⅳ リスク対策

1. 提出する特定個人情報保護評価書の種類		
	[基礎項目評価書]	<選択肢> 1) 基礎項目評価書 2) 基礎項目評価書及び重点項目評価書 3) 基礎項目評価書及び全項目評価書
2)又は3)を選択した評価実施機関については、それぞれ重点項目評価書又は全項目評価書において、リスク対策の詳細が記載されている。		
2. 特定個人情報の入手(情報提供ネットワークシステムを通じた入手を除く。)		
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
3. 特定個人情報の使用		
目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
権限のない者(元職員、アクセス権限のない職員等)によって不正に使用されるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
4. 特定個人情報ファイルの取扱いの委託		[ ]委託しない
委託先における不正な使用等のリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
5. 特定個人情報の提供・移転(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。)		[ ]提供・移転しない
不正な提供・移転が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
6. 情報提供ネットワークシステムとの接続	[ ]接続しない(入手)	[ ]接続しない(提供)
目的外の入手が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
不正な提供が行われるリスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
7. 特定個人情報の保管・消去		
特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策は十分か	[十分である]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
8. 人手を介在させる作業		[○]人手を介在させる作業はない

人為的ミスが発生するリスクへの対策は十分か	[　　]	<選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠		

9. 監査

実施の有無	[　] 自己点検　[○] 内部監査　[　] 外部監査	

10. 従業者に対する教育・啓発

従業者に対する教育・啓発	[　十分に行っている　]	<選択肢> 1) 特に力を入れて行っている 2) 十分に行っている 3) 十分に行っていない

11. 最も優先度が高いと考えられる対策　[　]全項目評価又は重点項目評価を実施する

最も優先度が高いと考えられる対策	[9) 従業者に対する教育・啓発] <選択肢> 1) 目的外の入手が行われるリスクへの対策 2) 目的を超えた紐付け、事務に必要のない情報との紐付けが行われるリスクへの対策 3) 権限のない者によって不正に使用されるリスクへの対策 4) 委託先における不正な使用等のリスクへの対策 5) 不正な提供・移転が行われるリスクへの対策(委託や情報提供ネットワークシステムを通じた提供を除く。) 6) 情報提供ネットワークシステムを通じて目的外の入手が行われるリスクへの対策 7) 情報提供ネットワークシステムを通じて不正な提供が行われるリスクへの対策 8) 特定個人情報の漏えい・滅失・毀損リスクへの対策 9) 従業者に対する教育・啓発
当該対策は十分か【再掲】	[　十分である　] <選択肢> 1) 特に力を入れている 2) 十分である 3) 課題が残されている
判断の根拠	総務省主催のイーラーニングについて、全職員（会計年度職員等を含む）を対象にして募集している。コース内容の概要も作成して、所属業務に応じたコースを案内するようにしている。イーラーニング募集時期に応じて、複数回の募集を行い、広く参加を呼び掛けている。特に番号を取り扱う職員は、受講歴を確認し、受講していない職員には研修を呼び掛けるなど未受講を防ぐ対応を行っている。また、マイナンバー利用課・関係課については、内部監査を実施している。これらの対策を講じていることから、従業者に対する教育・啓発は「十分に行っている」と考える。

変更箇所

変更日	項目	変更前の記載	変更後の記載	提出時期	提出時期に係る説明
平成28年4月1日	Ⅰ関連情報 7．特定個人情報の開示・訂正・利用停止請求	広報広聴課	広報広聴・シティプロモーション課	事後	組織変更による
平成28年4月28日	1．対象人数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日　時点	平成28年4月28日　時点		
平成28年4月28日	2．取扱者数 いつ時点の計数か	平成27年11月30日　時点	平成28年4月28日　時点		
平成31年4月26日	3．特定個人情報ファイルの取扱いに関する問い合わせ連絡先	〒438－8650 静岡県磐田市国府台57番地7　磐田市役所 福祉課　介護保険室	〒438－8650 静岡県磐田市国府台57番地7　磐田市役所 高齢者支援課	事後	組織変更による
令和5年5月31日	Ⅰ関連情報 ②事務の概要	④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（介護保険法第27条第1項、同法第28条第2項又は同法第29条第1項） ⑤要支援認定、要支援更新認定若しくは要支援状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（介護保険法第32条第1項、同法第33条第2項又は同法第33条の2第1項） ⑥介護給付等対象サービスの種類の指定の変更申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（介護保険法第37条第2項） ⑦居宅介護サービス費等の額の特例若しくは介護予防サービス費等の額の特例の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（介護保険法第50条又は同法第60条） ⑧保険料滞納者に係る支払方法の変更に関する事務（介護保険法第66条） ⑨保険給付の支払の一時差止めに関する事務（介護保険法第67条又は第68条） ⑩保険料を徴収する権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務（介護保険法第69条） ⑪保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務（介護保険法第129条第1項又は同条第2項）	④要介護認定、要介護更新認定若しくは要介護状態区分の変更の認定の申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（介護保険法第27条第1項、第28条第2項、第29条第1項、第32条第1項、第33条第2項、第33条の2第1項） ⑤介護給付等対象サービスの申請の受理、その申請に係る事実についての審査又はその申請に対する応答に関する事務（介護保険法第37条第2項）（介護保険法第50条又は同法第60条） ⑥保険料の徴収又は保険料の賦課に関する事務（介護保険法第129条第1項又は同条第2項） ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更、保険給付の支払の一時差止め及び保険料徴収権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務（介護保険法第66条、第67条、第68条） ⑧地域支援事業の利用料、交付金の算定に係る事務（介護保険法第115条の45第5項、同条47第8項、同法112条の2第2項、同条第3項）	事後	
令和5年5月31日		介護保険システム 団体内統合宛名システム 中間サーバー	介護保険システム 団体内統合宛名システム 収納管理システム 滞納管理システム 中間サーバー	事後	
令和5年5月31日		介護保険関連ファイル	(1)介護保険関連ファイル、(2)収納情報ファイル、(3)滞納情報ファイル	事後	
令和6年5月28日	Ⅰ関連情報 1..特定個人情報ファイルを取り扱う事務 ②事務の概要	③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務（介護保険法第18条第1号、同条第2項又は同条第3項） ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更、保険給付の支払の一時差止め及び保険料徴収権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務（介護保険法第66条、第67条、第68条）	③介護給付、予防給付又は市町村特別給付の支給に関する事務（介護保険法第18条第1号、第2号、第3号） ⑦保険料滞納者に係る支払方法の変更、保険給付の支払の一時差止め、医療保険各法の規程による保険料等に未納がある者に対する保険給付の一時差止及び保険料徴収権利が消滅した場合の保険給付の特例に関する事務（介護保険法第66条、第67条、第68条、第69条）	事後	
令和6年5月28日	4..情報提供ネットワークシステムによる情報連携 ②法令の根拠	番号法別表第二　事務欄が「介護保険法による保険給付の支給又は保険料の徴収（に関する事務）」及び「介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入（に関する事務）」を含む項	番号法別表第二　事務欄が「介護保険法による保険給付の支給又は地域支援事業の実施（に関する事務）」、及び「保険料の徴収（に関する事務）」、「介護保険法による特別徴収の方法による保険料の徴収又は納入（に関する事務）」を含む項	事後	
令和6年5月28日	Ⅳリスク対策 4.特定個人情報ファイルの取り扱い委託 委託先における不正利用等へのリスク対策	委託しない	委託 十分である	事後	R5年度実績による
令和7年1月6日				事後	様式変更による再提出